平成２７年（フ）第１２０号
栃木県足利市福居町254番地１
破産者　株式会社板寛
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８８０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1654番地１、住民票上の住所東京都府中市北山町４丁目30番地の９
破産者　隈元　博之
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩157番地の３
破産者　株式会社静神工機商会
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村160番地８
破産者　株式会社きたえん
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０８号
青森県平川市碇ヶ関三笠山82番地
破産者　株式会社大丸旅館
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３８号
愛知県一宮市下沼町３丁目24番地３
破産者　有限会社リヴァーオン
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２５４号
大阪府守口市大久保町３丁目５番20号
破産者　栄和交通株式会社
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３号
愛媛県松山市土居田町222番地10
破産者　株式会社Ｃｒｏｓｓ
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１９号
長野県松本市大字岡田下岡田493番地１
破産者　小林　義明
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６３号
千葉県柏市十余二313番地173　ルイシャトレ柏の葉キャンパス701号
破産者　加藤　祥子
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２４号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目３番25号
破産者　誠榮体育施設株式会社
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２５号
千葉県大網白里市四天木甲1056番地１
破産者　高橋　正達
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６２６号
千葉県大網白里市四天木甲1056番地１
破産者　高橋リエ子
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４号
千葉県松戸市新松戸北２丁目21番地の３　新松戸グリーンハイツ201号
破産者　髙桑　　修
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８２号
千葉県柏市豊住４丁目４番２号　メゾン・ド・ヒラヤマＡ―202号
破産者　高橋　利彰
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８８号
千葉県松戸市西馬橋４丁目83番地
破産者　有限会社藤小西
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８９号
千葉県松戸市西馬橋４丁目83番地　ピュアコーポⅠ―103号
破産者　入江　満明
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０２号
千葉県野田市次木71番地　シャルムコスモ101
破産者　張ケ谷晃一
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０６号
千葉県野田市木間ケ瀬1732番地12
破産者　株式会社アシスト
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０７号
千葉県野田市木間ケ瀬1732番地12
破産者　渡邉　秋夫
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１１号
千葉県我孫子市根戸666番地（203号）
破産者　下村　吉司
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部